

家屋解体時などは届出を

固定資産税は、毎年一月一日現在の状況に基づいて課税しています。

年の途中で取り壊した家屋は正しく手続きをしていただければ、翌年度から課税しません。また、年の途中で名義変更された場合は、翌年度から新しい名義人に課税します。

なお、家を建てられたときは、建物の表題登記をしなければなりません。未登記の家屋を所有されている方は、法務局で手続きを行ってください。

▼登記済家屋の取壊し

取り壊した年の内に法務局へ滅失登記をしていただくことで、町への届出は不要になります。

年末の取壊しなどで、法務局への滅失登記が年を越してしまう場合は、年内に町へ届出をしてください。

▼未登記家屋の取壊し

取壊し後、速やかに町へ届出をしてください。

▼登記済家屋の名義変更

名義変更があった年の内に法務局へ所有権移転登記をしていただくことで、町への届出は不要になります。

▼未登記家屋の名義変更

名義変更後、速やかに町へ届出をしてください。その年の内に届出をしなかった場合は、翌年度も旧名義人に課

税されてしまいます。

▼届出方法 役場一階四番窓口税務課に届出書を用意してあります。事前にお問い合わせいただき、手続きをしてください。

▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434

入札参加の申請受付

町が発注する業務の入札に参加するためには、あらかじめ資格審査が必要です。平成二十八年と二十九年の発注業務に対する資格審査申請の定時受付を行います。

申請は、インターネットによる電子申請「あいち電子調達共同システム」で行ってください。業務の内容によって、アクセスするサイトが異なります。また、受付期間や時間が定められていますので、ご注意ください。詳細は、あいち電子自治体推進協議会事務局のホームページ（「eあいち」で検索）でご確認ください。

▼受付期間（システム入力期間）平成二十八年一月四日（月）～二月十五日（月）（土・日・祝日を除く）午前八時～午後八時▼申請要領 町のホームページからダウンロードできます（十二月中旬掲載予定）▼問合せ 総務課企画財政・情報係 ☎28・0913

イベント広場のご利用を

商工会館西側のイベント広場は、地元商店、地域の活性化を目的とした施設です。フリーマーケットや子ども会の行事をはじめとした各種団体の行事に活用していただけます。



料金は無料です。利用を希望される方は、利用しようとする日の一年前から前日まで役場二階六番窓口地域振興課にお申し込みください▼問合せ 地域振興課地域振興係 ☎28・2463

12.28~30 消防団年末特別警戒

冬になると空気が乾燥し、暖房器具や火気を使用する機会が増えることから、火災の発生が増加する恐れがあります。町消防団では、安全で安心な年末を過ごしていただくために、町内全域で年末のパトロールを行います。

▼と き 十二月二十八日（月）～十二月三十日（水）午後九時～午後十一時▼問合せ 防災安全課防災安全係 ☎28・0355

12.4~10 人権週間

十二月四日（金）から十日（木）までの一週間は、世界人権宣言の採択を記念して定められた人権週間です。差別や偏見のない社会を築くため、町では三名の人権擁護委員が人権に関する相談に応じています。お気軽にお問い合わせください。

▼人権擁護委員（敬称略）
・西脇 和子
・小出 正文
・坪井 玲子
▼問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

マイナンバー フリーダイヤル

マイナンバー制度に関する無料の問合せ電話番号が開設されました。

☎0120・95・0178

平日：午前9時30分～午後10時
土日祝日：午前9時30分～午後5時30分
（12月29日（火）～1月3日（日）を除く）

▶問合せ 住民課住民・年金係
☎28・0966